



いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止基本方針 所沢市立北小学校（リーフレット版）

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

校種間の連携や心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組をします。

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実態に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。【いじめ防止対策推進法 第13条「学校いじめ防止基本方針」】

〇いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条「いじめの定義」】

〇いじめの理解について

いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるもの」という認識の下に対応します。いじめの「被害者」・「加害者」という二者関係だけでなく、加害者に対する「加担者」や、はやし立てたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、学年や学級等の「集団・環境要因」の問題（例えば、無秩序や閉鎖性）の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要です。

子供たちが、被害者・加害者にならないだけでなく、「正しいと思ったことを勇気を奮って言える」、「困った時には相談できる環境づくり」に取り組む必要があります。



〇いじめの防止について

児童からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携等を図り必要な支援を行います。

11月を「いじめ撲滅強調月間」として、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」、「児童会が中心となったいじめ防止」への取組などを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

- ・児童の望ましい人間関係を育むために、「北小学校いじめ未然防止プログラム」やSST（ソーシャルスキルトレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する研修を継続して実施します。
- ・配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手な児童の声なき声に耳を傾け、小さなサインにも目を配り、児童を受け止めることの大切さを理解することに努めます。
- ・いじめの未然防止に向けて、道徳教育や特別活動の充実を図り、児童の豊かな心を育み、「いじめをしない、させない」資質を育てます。
- ・SNS やオンラインゲームでのトラブル、インターネット上でのいじめに増加傾向が見られることから、情報モラル教育に関する講習会等の充実を努め、児童がスマートフォン（メール、LINE等）や、インターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

また、家庭と連携し、児童が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行ったりすることを通して、情報モラル教育の充実を図ります。

特に、SNS やオンラインゲームに利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にしてもらい、一緒にルールを決めることができるように啓発をしていきます。

○いじめの発見について

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、子供たちの発する小さなサインにも気付けるように、見守り・見届けを行い、適切に対応する指導力の向上を図ります。

また、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を教職員がしっかりと認識した上で、学期に1回を基本とし、年間を通して定期的に「心のアンケート」を実施します。

○いじめへの対処について

学校におけるいじめ防止等のための対策を実行的に行うために、校内に「いじめ防止対策組織」を設置し、年度当初や学期に1回など、定例会を行うとともに、必要に応じて会議を行います。いじめの重大事態に対応する組織は、既存の組織とは兼ねず、別に設置します。

いじめる側の児童に対する指導については、全職員が毅然とした態度で対応します。また、いじめる側の児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導すること通して、保護者とともに改善を図るように努めます。

いじめの解消については、謝罪をもって安易に解決とはしません。「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が、心身に苦痛を感じていないこと」の2つの要件について、「3ヶ月」を目安に、被害・加害児童の様子を含め状況を注視するとともに、被害児童が心身に苦痛を感じていないかどうかを面談等（保護者に連絡・確認）により確認し、2つの要因が解決された場合、「いじめの解決」と判断します。

行為が止んでいない場合は、改めて相当な期間を設定し、状況を注視していきます。

○地域や保護者との連携について

学校生活の様子やいじめ防止についての方針等を、保護者会や学校だより「プラタナス」、明峰小学校ホームページ等を通じて積極的に情報を発信し、学校と保護者、地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

保護者は、保護する児童に対して、「いじめは絶対に許されないものであること」を教えてください。また、その保護する児童がいじめを受けた場合、児童を「いじめから保護」してください。更には、家庭内だけで抱え込まずに、「学校と協力」して取り組んでください。

○重大事案の対応について

学校は、いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた時」「いじめにより相当の期間、欠席を余儀なくされていると認められた時」、重大事態として「所沢市いじめ対応マニュアル」に沿って対応し、速やかに「校内いじめ問題調査組織」を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。いじめによる相当の期間については、「いじめにより、およそ30日間の欠席」を余儀なくされている」とし、その事実が認められた際に、重大事態とします。

いじめの重大事態は、いじめが確定した段階で重大事態として対応をするのではなく、「疑い」が生じた段階で、聞き取り等の調査を実施し、対応します。また、児童や保護者から「重大事態に至る」との申し出があった場合は、その時点で重大事態が発生したものとして調査をします。調査の結果、「事実確認で分かったこと」、「分からなかったこと」を保護者に報告します。

いじめ重大事態の調査の結果、いじめの事実が確認できなかったとしても、いじめ重大事態に該当したとうことには変わりありません。調査結果如何に関わらず、児童本人の想いに寄り添い、今後も日常的に注意深く観察をしていきます。

想定される重大事態（第28条に規定するもの）

- ① 児童が自殺を企画した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

※重大事態と思われる案件が発生した場合の対応

- ・直ちに所沢市教育委員会に報告する
- ↓
- ・校内いじめ問題調査組織を設置、調査、客観的事実確認をする
- ↓
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童（被害者）やその保護者に対して説明する（他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する）
- ↓
- ・調査結果について、所沢市教育委員会に報告する